

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人 清水学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	30 単位	10 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務局に保管（ファイル）し、請求時に速やかに開示

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人 清水学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

事務局に保管（ファイル）し、速やかに開示

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	中学校教諭 神奈川県教育庁中教 育事務所副主幹 （前職）	令和7年6月10日 ～令和11年度定時 評議員会終結の時 まで	長年に渡る中学校教諭、 教育庁での勤務経験を活 かし、その見識から学園 の運営への適切なお意見 をご教示いただく。
非常勤	一般企業 代表取締役社長（現 職）	令和7年6月10日 ～令和11年度定時 評議員会終結の時 まで	地元企業での運営や財務 等の総合的な見識からの ご意見をいただく。
（備考）			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人 清水学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

- ・ 授業計画書を作成・公表している。
- ・ 授業計画書には授業内容、教育目標、評価方法を記載する。
- ・ 成績評価は本試験点数、中間試験点数、出席状況、実技テスト、演習、実習、授業態度などの総合評価とする。
- ・ 毎年度2月末迄に各学科の授業計画書の作成を修了し、新年度(4月1日)より定められた公表方法に沿って開示する。

授業計画書の公表方法	https://www.shimizu-gakuen.jp/global-image/units/upfiles/7463-1-20260812135910_b6a7bfd9e8491c.pdf ホームページ上で閲覧可能な状態で開示。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業科目の評価は出席状況・試験・レポートなどの成績及び学習意欲・態度などを講義・実習を通して総合的に評価する。 出席状況は厳しく管理し、各科目の授業時間数も厳しく管理している。出席が規定授業時間数に満たない場合は各科目の試験が受けられない場合もある。そのため学習意欲が低下していると感じられる学生には速やかに個人面談を行い、技術面及びメンタル面のサポートをしている。 学習成果の低い学生には学生個人にあった補習を行っている。補習は学習意欲・評価の向上を目的とする。確実な知識・技術力を身に付けることを目的とする。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) (評価) 履修科目の成績は試験及び実技・実習等を考慮した上で評価する。 成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。 成績表は科目点数・平均点・出席状況・総合順位を作成する。 (認定) 成績の評価はA・B・Cとする。 A: 100点 ～ 85点 B: 84点 ～ 70点 C: 69点 ～ 60点 D: 59点 ～ 0点 D評価は単位未修得とする。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	事務局に保管（ファイル）し、請求時に速やかに開示する。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

(卒業の要件)

進級及び卒業の認定は学業成績及び出席状況について評価の上、教務委員会の議を経て校長が行う。

(卒業判定基準)

卒業要件

本校に3年以上在学し、学則第10条別表に規定するところにより、必須・選択合わせて115単位以上修得し、さらに卒業試験に合格しなければならない。

(卒業試験について)

1. 必要な単位を修得した者は卒業試験を受けることができる。
2. 卒業試験は3年次後期に実施する。
3. 卒業試験は国家試験出題を中心に約30科目(220点満点)で行う。
4. 132点以上を合格とする。
5. 卒業試験に不合格となった者は再試験を受けることができる。
6. 再試験不合格者は卒業を認められず留年とする。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

事務局に保管(ファイル)し、請求時に速やかに
開示する。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人 清水学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務局に保管し、請求者へ速やかに開示
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	歯科衛生士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	3000 時間/ 115 単位	1631 時間/ 73 単位	507.5 時間/ 22 単位	507.5 時間/ 22 単位	1036.5 時間/ 26 単位	
			3582.5 時間/143 単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
220 人		74 人	0 人	6 人	32 人	38 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） カリキュラムは教育課程表に合わせて作成している。授業方法は講義・演習・実習としている。年間の授業計画は授業内容・実習・演習を学生の学習修得がよりし易いように作成される。
成績評価の基準・方法
（概要） 授業科目の評価は出席状況・試験・レポートなどの総合で評価される。 したがって試験の成績が合格点に達していても不合格となることがある。
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業・進級は極めて厳格なものであり、単位数が不足した場合は進級・卒業はできない。進級及び卒業の認定は学業成績並びに出席状況について評定の上教務委員会の議を経て行う。
学修支援等

(概要)

学習の修得度及び理解度を深めるために学生に対して放課後の補習や個別指導をメンタル面のサポートも含めて行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
44 人 (100%)	0 人 (0%)	43 人 (97.7%)	1 人 (2.3%)
(主な就職、業界等) 歯科業界（歯科診療所）			
(就職指導内容) 9 月からの求人票公開と同時に 3 年生全員に就職説明会を行い、就職活動の指導と個別での対応などを行う。			
(主な学修成果（資格・検定等） 歯科衛生士国家資格、医療事務検定資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
93 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生の家庭と連携し、個人面談や各段階での面接等を通しての対応。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士科	100, 000 円	680, 000 円	120, 000 円	その他、実費として (教材費・教科書代・預り金など) 410, 000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.shimizu-gakuen.jp/global-image/units/upfiles/5026-1-20250818102728_b68a281805d060.pdf		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 心と身体の調和のとれた人間育成に重点を置き、心身ともに健全な学生づくりと、歯科衛生士としての職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成すると共に実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行い、本課程における職業教育の水準の維持的向上を図ることを目標としており、実習施設、外部委員等の学校関係者などにより構成される評価委員会においての評価を教育活動その他の学校運営の改善につなげることを基本方針としている。運営協議会において「自己点検・自己評価報告書」に基づいて委員に抛り学校関係者評価を実施し、公表、開示している。 第三者評価の実施に関しては評価委員の選定を含み必要な事項の作成などを進めていくこととなっている。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
一般社団法人平塚歯科医師会 会長 萩原歯科医院 院長	令和7年10月1日～ 令和9年9月30日	企業等
一般社団法人平塚歯科医師会 副会長 今村歯科医院 院長	令和7年10月1日～ 令和9年9月30日	企業等
一般社団法人平塚歯科医師会 常任理事 宝町デンタルクリニック 院長	令和7年10月1日～ 令和9年9月30日	企業等
一般社団法人平塚歯科医師会 常任理事 杉山デンタルクリニック 院長	令和7年10月1日～ 令和9年9月30日	企業等
第三者評価結果の公表方法 https://www.shimizu-gakuen.jp/global-image/units/upfiles/5026-1-20250818102728_b68a281805d060.pdf		
(備考) 「第三者評価未実施、学校関係者評価について記載」 第三者評価の実施に関しては評価委員の選定を含み必要な事項の作成などを進めていくこととなっている。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.shimizu-gakuen.jp/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H114320300014
学校名 (〇〇大学 等)	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 清水学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		22人（ 13 ）人	21人（ 11 ）人	43人（ 24 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	15人	12人	
	（うち多子世帯）	（ － 人）	（ － 人）	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ － 人）	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ － 人）	（ 0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－ 人	－ 人	
	区分外（多子世帯）	－ 人	－ 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				43人（ 24 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	— 人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	— 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人	前半期	後半期
		人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	— 人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	— 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。